

○厚生労働省告示第十六号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもつて告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十一号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので告示する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

名 称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変 更 の 日
大分県経営者 協会	大分県大分市中央町二丁目九番 二十七号	大分県大分市金池町二丁目三番 四号	令和元年十二月二 十一日